

## 約款 新旧対照表

### 『sakura.io 製品群利用約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第1章 第2条	<p>第1章 総則</p> <p>第2条 (用語の定義)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 「sakura.io 製品群」とは、当社が製造または販売する、<b>さくらの通信モジュール</b>もしくは<b>さくらの通信ゲートウェイ</b>、またはこれらのものとデバイスの接続を容易にするための補助的装置のいずれかであって、本サービスページに定めるものをいいます。</p> <p>3. 「SIM」とは、電気通信事業者の回線を利用するのに必要な、利用者識別番号その他の情報を記録することができるものをいい、「本SIM」とは、sakura.io 製品群にあらかじめ搭載されているSIMをいいます。</p> <p>4. 「<b>さくらの通信ゲートウェイ</b>」とは、当社が提供する<b>プラットフォーム</b>に<b>さくらの通信モジュール</b>を接続するための通信を中継する装置をいいます。</p> <p>5. 「<b>さくらの通信モジュール</b>」とは、データを<b>プラットフォーム</b>へアップロードもしくは<b>プラットフォーム</b>からダウンロードする機能、またはAPIを通じて操作信号の受信および発信をする機能を有する小型機器をいいます。</p> <p>6～7. (略)</p> <p>8. 「<b>プラットフォーム</b>」とは、当社が設置したサーバ設備であって、本サービスの利用に供するものをいいます。</p> <p>9. 「本ソフトウェア」とは、sakura.io 製品群にあらかじめ搭載され、または sakura.io 製品群向けに提供されているプログラムおよび付属文書一式をいいます。</p> <p>10. 「本サービスページ」とは、当社ホームページ上の本サービスの説明を行うウェブページをいいます。</p> <p>11. 「メッセージデータ」とは、sakura.io 製品群から<b>プラットフォーム</b>へ送られるデータまたは<b>プラットフォーム</b>から sakura.io 製品群に送られるデータをいいます。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2条 (用語の定義)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 「sakura.io 製品群」とは、当社が製造または販売する、<b>モジュール</b>もしくは<b>ゲートウェイ</b>、またはこれらのものとデバイスの接続を容易にするための補助的装置のいずれかであって、本サービスページに定めるものをいいます。</p> <p>3. 「<b>sakura.io プラットフォーム</b>」とは、当社が設置したサーバ設備であって、本サービスの利用に供するものをいいます。</p> <p>4. 「SIM」とは、電気通信事業者の回線を利用するのに必要な、利用者識別番号その他の情報を記録することができるものをいい、「本SIM」とは、sakura.io 製品群にあらかじめ搭載されているSIMをいいます。</p> <p>5. 「<b>ゲートウェイ</b>」とは、当社が提供する <b>sakura.io プラットフォーム</b>に<b>モジュール</b>を接続するための通信を中継する装置であって、<b>本サービスページに定めるもの</b>をいいます。</p> <p>6～7. (略)</p> <p>8. 「本ソフトウェア」とは、sakura.io 製品群にあらかじめ搭載され、または sakura.io 製品群向けに提供されているプログラムおよび付属文書一式をいいます。</p> <p>9. 「本サービスページ」とは、当社ホームページ上の本サービスの説明を行うウェブページをいいます。</p> <p>10. 「メッセージデータ」とは、sakura.io 製品群から <b>sakura.io プラットフォーム</b>へ送られるデータまたは <b>sakura.io プラットフォーム</b>から sakura.io 製品群に送られるデータをいいます。</p> <p>11. 「<b>モジュール</b>」とは、データを <b>sakura.io プラットフォーム</b>へアップロードもしくは <b>sakura.io プラットフォーム</b>からダウンロードする機能、またはAPIを通じて操作信号の受信および発信をする機能を有する小型機器であって、<b>本サービスページに定めるもの</b>をいいます。</p>	・用語の変更に伴う変更です。
第4条	<p>第4条 (利用可能サービス等)</p> <p>1. sakura.io 製品群は、<b>プラットフォーム</b>に接続する目的でのみ利用できるものとします。</p> <p>2～3. (略)</p>	<p>第4条 (利用可能サービス等)</p> <p>1. sakura.io 製品群は、<b>sakura.io プラットフォーム</b>に接続する目的でのみ利用できるものとします。</p> <p>2～3. (略)</p>	・用語の変更に伴う変更です。
第7条	<p>第7条 (SIMの貸与)</p> <p>1. 本SIMは、製品利用者が sakura.io 製品群を利用して<b>プラットフォーム</b>との通信を行うために、当社が製品利用者に貸与するものです。</p> <p>2. (略)</p>	<p>第7条 (SIMの貸与)</p> <p>1. 本SIMは、製品利用者が sakura.io 製品群を利用して <b>sakura.io プラットフォーム</b>との通信を行うために、当社が製品利用者に貸与するものです。</p> <p>2. (略)</p>	・用語の変更に伴う変更です。
第8条	<p>第8条 (ソフトウェアの使用許諾)</p> <p>1. 本ソフトウェアは、製品利用者が sakura.io 製品群を利用して<b>プラットフォーム</b>との通信を行うために、当社が製品利用者に使用許諾するものです。本約款に基づく製品利用者に対する本ソフトウェアの使用許諾は、製品利用者に対するなんらの権利移転等を意味するものではありません。</p> <p>2. (略)</p>	<p>第8条 (ソフトウェアの使用許諾)</p> <p>1. 本ソフトウェアは、製品利用者が sakura.io 製品群を利用して <b>sakura.io プラットフォーム</b>との通信を行うために、当社が製品利用者に使用許諾するものです。本約款に基づく製品利用者に対する本ソフトウェアの使用許諾は、製品利用者に対するなんらの権利移転等を意味するものではありません。</p> <p>2. (略)</p>	・用語の変更に伴う変更です。
第10条	<p>第10条 (保証)</p> <p>1～2. (略)</p> <p>3. 本保証が効力を有する期間(以下、「保証期間」といいます)は、sakura.io 製品群の利用開始日または利用期間にかかわらず、製品利用者が sakura.io 製品群の新品を初めて受領した日または sakura.io 製品群が<b>プラットフォーム</b>に初めて登録された日のいずれか早い日(以下、「保証開始日」といいます)から半年間です。</p> <p>4～8. (略)</p>	<p>第10条 (保証)</p> <p>1～2. (略)</p> <p>3. 本保証が効力を有する期間(以下、「保証期間」といいます)は、sakura.io 製品群の利用開始日または利用期間にかかわらず、製品利用者が sakura.io 製品群の新品を初めて受領した日または sakura.io 製品群が <b>sakura.io プラットフォーム</b>に初めて登録された日のいずれか早い日(以下、「保証開始日」といいます)から半年間です。</p> <p>4～8. (略)</p>	・用語の変更に伴う変更です。
第2章 第16条	<p>第2章 特定の種類の sakura.io 製品群についての特則</p> <p>第16条 (さくらの通信モジュール (LTE))</p> <p>1. <b>さくらの通信モジュール (LTE)</b> を用いて<b>プラットフォーム</b>との通信を行える区域は、本サービスページにおいて定めます。ただし、当該区域内であっても通信が可能であることを保証するものではありません。特にトンネル、地下、立体駐車場、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信が行えない場合があります。</p> <p>2. <b>さくらの通信モジュール (LTE)</b> を用いて<b>プラットフォーム</b>と通信できる時間帯に制限はありませんが、通信回線または本サービス用設備の保守その他やむを得ない事由が生じたときは、通信ができない場合があります。</p> <p>3. <b>さくらの通信モジュール (LTE)</b> を、製造日の属する月の翌月から24か月以内に一度も<b>プラットフォーム</b>に登録しなかった場合、以後当該<b>さくらの通信モジュール (LTE)</b> を<b>プラットフォーム</b>に登録することはできなくなります。</p> <p>4. <b>プラットフォーム</b>から<b>さくらの通信モジュール (LTE)</b> の登録を解除した場合、解除日の属する月の翌月から3か月を経過すると、以後当該<b>さくらの通信モジュール (LTE)</b> を<b>プラットフォーム</b>に登録することはできなくなります。</p> <p>5. 前二項の定めにより、<b>さくらの通信モジュール (LTE)</b> が<b>プラットフォーム</b>に登録できなくなったことにつき、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>第2章 特定の種類の sakura.io 製品群についての特則</p> <p>第16条 (単体方式モジュール)</p> <p>1. <b>単体方式モジュール</b>を用いて <b>sakura.io プラットフォーム</b>との通信を行える区域は、本サービスページにおいて定めます。ただし、当該区域内であっても通信が可能であることを保証するものではありません。特にトンネル、地下、立体駐車場、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信が行えない場合があります。なお、<b>単体方式モジュール</b>とは、<b>モジュールの種類の一つであり、単体方式モジュールに該当する sakura.io 製品群は、本サービスページにおいて具体的に定めるものとします。</b></p> <p>2. <b>単体方式モジュール</b>を用いて <b>sakura.io プラットフォーム</b>と通信できる時間帯に制限はありませんが、通信回線または本サービス用設備の保守その他やむを得ない事由が生じたときは、通信ができない場合があります。</p> <p>3. <b>単体方式モジュール</b>を、製造日の属する月の翌月から24か月以内に一度も <b>sakura.io プラットフォーム</b>に登録しなかった場合、以後当該<b>単体方式モジュール</b>を <b>sakura.io プラットフォーム</b>に登録することはできなくなります。</p> <p>4. <b>sakura.io プラットフォーム</b>から<b>単体方式モジュール</b>の登録を解除した場合、解除日の属する月の翌月から3か月を経過すると、以後当該<b>単体方式モジュール</b>を <b>sakura.io プラットフォーム</b>に登録することはできなくなります。</p> <p>5. 前二項の定めにより、<b>単体方式モジュール</b>が <b>sakura.io プラットフォーム</b>に登録できなくなったことにつき、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>	・用語の変更に伴う変更です。
第17条	<p>第17条 (さくらの通信モジュール (920MHz) およびさくらの通信モジュール (2.4GHz))</p> <p>1. <b>さくらの通信モジュール (920MHz) およびさくらの通信モジュール (2.4GHz)</b> (以下、総称して「<b>さくらの通信モジュールゲートウェイ方式</b>」)は、<b>さくらの通信ゲートウェイ</b>を中継して<b>プラットフォーム</b>との通信を行うものであり、<b>さくらの通信ゲートウェイ</b>を中継せずに<b>プラットフォーム</b>との通信を行うことはできません。</p> <p>2. <b>さくらの通信モジュールゲートウェイ方式</b>を用いて、<b>さくらの通信ゲートウェイ</b>を中継した<b>プラットフォーム</b>との通信(以下、「中継通信」といいます)を行える区域は、本サービスページにおいて定めます。ただし、当該区域内であっても中継通信が可能であることを保証するものではありません。特にトンネル、地下、立体駐車場、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、中継通信が行えない場合があります。</p> <p>3. <b>さくらの通信モジュールゲートウェイ方式</b>を用いて中継通信できる時間帯に制限はありませんが、通信回線または本サービス用設備の保守その他やむを得ない事由が生じたときは、中継通信ができない場合があります。</p>	<p>第17条 (ゲートウェイ方式モジュール)</p> <p>1. <b>ゲートウェイ方式モジュール</b>は、<b>ゲートウェイ</b>を中継して <b>sakura.io プラットフォーム</b>との通信を行うものであり、<b>ゲートウェイ</b>を中継せずに <b>sakura.io プラットフォーム</b>との通信を行うことはできません。なお、<b>ゲートウェイ方式モジュール</b>とは、<b>モジュールの種類の一つであり、ゲートウェイ方式モジュールに該当する sakura.io 製品群は、本サービスページにおいて具体的に定めるものとします。</b></p> <p>2. <b>ゲートウェイ方式モジュール</b>を用いて、<b>ゲートウェイ</b>を中継した <b>sakura.io プラットフォーム</b>との通信(以下、「中継通信」といいます)を行える区域は、本サービスページにおいて定めます。ただし、当該区域内であっても中継通信が可能であることを保証するものではありません。特にトンネル、地下、立体駐車場、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、中継通信が行えない場合があります。</p> <p>3. <b>ゲートウェイ方式モジュール</b>を用いて中継通信できる時間帯に制限はありませんが、通信回線または本サービス用設備の保守その他やむを得ない事由が生じたときは、中継通信ができない場合があります。</p>	・用語の変更に伴う変更です。
第18条	<p>第18条 (さくらの通信ゲートウェイ)</p> <p>1. <b>さくらの通信ゲートウェイ</b>は、当社が製品利用者に譲渡するものです(ただし、本SIMおよび本ソフトウェアを除きます)。製品利用者は、<b>さくらの通信ゲートウェイ</b>を用いた通信を第三者に利用させる場合等、日本国または諸外国の電気通信に関する法令等(日本国における電気通信事業法およびその関連法令を含みますが、これに限りません。以下、「電気通信関連法規」といいます)の適用を受ける場合には、当該電気通信関連法規を遵守するものとします。製品利用者は、本項の定めに違反する行為により生じるいかなる問題についても、自らの費用と責任でこれを解決するものとします。</p> <p>2. <b>さくらの通信ゲートウェイ</b>を用いて<b>さくらの通信モジュールゲートウェイ方式</b>と<b>プラットフォーム</b>との通信の中継を行える区域は、本サービスページにおいて定めます。ただし、当該区域内であっても通信の中継が可能であることを保証するものではありません。特にトンネル、地下、立体駐車場、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信の中継が行えない場合があります。</p> <p>3. <b>さくらの通信ゲートウェイ</b>を用いて<b>プラットフォーム</b>と通信の中継ができる時間帯に制限はありませんが、通信回線または本サービス用設備の保守その他やむを得ない事由が生じたときは、通信の中継ができない場合があります。</p> <p>4. <b>さくらの通信ゲートウェイ</b>を、製造日の属する月の翌月から24か月以内に一度も<b>プラットフォーム</b>に登録しなかった場合、以後当該<b>さくらの通信ゲートウェイ</b>を<b>プラットフォーム</b>に登録することはできなくなります。</p> <p>5. <b>プラットフォーム</b>から<b>さくらの通信ゲートウェイ</b>の登録を解除した場合、解除日の属する月の翌月から3か月を経過すると、以後当該<b>さくらの通信ゲートウェイ</b>を<b>プラットフォーム</b>に登録することはできなくなります。</p> <p>6. 前二項の定めにより、<b>さくらの通信ゲートウェイ</b>が<b>プラットフォーム</b>に登録できなくなったことにつき、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>第18条 (ゲートウェイ)</p> <p>1. <b>ゲートウェイ</b>は、当社が製品利用者に譲渡するものです(ただし、本SIMおよび本ソフトウェアを除きます)。製品利用者は、<b>ゲートウェイ</b>を用いた通信を第三者に利用させる場合等、日本国または諸外国の電気通信に関する法令等(日本国における電気通信事業法およびその関連法令を含みますが、これに限りません。以下、「電気通信関連法規」といいます)の適用を受ける場合には、当該電気通信関連法規を遵守するものとします。製品利用者は、本項の定めに違反する行為により生じるいかなる問題についても、自らの費用と責任でこれを解決するものとします。</p> <p>2. <b>ゲートウェイ</b>を用いて<b>ゲートウェイ方式モジュール</b>と <b>sakura.io プラットフォーム</b>との通信の中継を行える区域は、本サービスページにおいて定めます。ただし、当該区域内であっても通信の中継が可能であることを保証するものではありません。特にトンネル、地下、立体駐車場、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信の中継が行えない場合があります。</p> <p>3. <b>ゲートウェイ</b>を用いて <b>sakura.io プラットフォーム</b>と通信の中継ができる時間帯に制限はありませんが、通信回線または本サービス用設備の保守その他やむを得ない事由が生じたときは、通信の中継ができない場合があります。</p> <p>4. <b>ゲートウェイ</b>を、製造日の属する月の翌月から24か月以内に一度も <b>sakura.io プラットフォーム</b>に登録しなかった場合、以後当該<b>ゲートウェイ</b>を <b>sakura.io プラットフォーム</b>に登録することはできなくなります。</p> <p>5. <b>sakura.io プラットフォーム</b>から<b>ゲートウェイ</b>の登録を解除した場合、解除日の属する月の翌月から3か月を経過すると、以後当該<b>ゲートウェイ</b>を <b>sakura.io プラットフォーム</b>に登録することはできなくなります。</p> <p>6. 前二項の定めにより、<b>ゲートウェイ</b>が <b>sakura.io プラットフォーム</b>に登録できなくなったことにつき、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>	・用語の変更に伴う変更です。
附則 第1条	<p>第1条 (適用開始)</p> <p>この約款は、平成29年4月18日より適用された sakura.io 製品群利用約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成29年7月10日より適用されます。</p>	<p>第1条 (適用開始)</p> <p>この約款は、平成29年7月10日より適用された sakura.io 製品群利用約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成30年5月7日より適用されます。</p>	・本改定に伴う適用日の変更をおこないます。